

第7回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和3年1月20日（水）10：00～11：00
場 所	岩国市役所2階 特別会議室
出 席 者	8名（／10名） 小浦委員、富川委員、秋山委員、重富委員、坂井委員、木村委員、山本委員、杉山委員
事 務 局	山中都市開発部長、土井公園景観課長、松林主査兼景観政策班長、中村技師、山方主事、太平主事、池田主事 都市開発部公園景観課
関 係 課	産業振興部錦帯橋課 善村錦帯橋課長、浜中世界遺産推進班長、鮎川主任、松江主事
関 係 者	㈱オオバ（2名）景観計画変更業務委託業者
会 議 の 公 開	☒ 公開 ☐ 非公開

1 会議次第

1.開会

2.議題

1) 諮問第1号：岩国市景観計画の変更について

3.閉会

2 配布資料

資料1 岩国市景観計画の変更について

3 審議経過

○**会議の成立** 委員10名中8名が出席しており、岩国市景観条例施行規則19条第3項の規定を満たしているため、本日の会議は成立。

○**開会** 山中都市開発部長より挨拶

議題1「諮問第1号 景観計画の変更について」

○**事務局** 議題1「諮問第1号 岩国市景観計画の変更について」をご説明いたします。

まず、直近のご報告といたしまして、前回審議会でもご説明させていただいたとおり、1月14日に都市計画審議会への意見聴取を行っております。

これにつきましては、景観法第9条第2項の規定により、景観計画を定めようとするときは、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと定められており、それに基づいて岩国市都市計画審議会への意見を聴いたものです。

今後の周知や助成の拡充など、運用面についてのご意見はありましたが、計画内容につきましては、「支障ない」旨のご意見をいただいたところです。

今回の景観計画変更につきましては、昨年度からご審議をいただき、内容について検討を重ねてきたところでございます。

第7回岩国市景観審議会 会議録

錦帯橋課で取り組んでおります、重要文化的景観の選定申出も控える中で、本日は最終的な変更案についての答申をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料のご説明をさせていただきます。

岩国市景観計画の変更について

資料1-1「前回審議会からの変更点」をご覧ください。

前回審議会において、一般地区・重点地区の景観形成基準での、「努める」という表現が、基準の文言として適していないのではないかとのご意見をいただきました。

これを受けまして、「緑化に努めること」という表現を「緑化等により周囲の景観との調和を図ること」とするなど、「緑化」や「開発行為」、「その他」の行為にありました、「努める」という表現について、見直しをしております。

また、125pの景観重要道路の位置図において路線名を追加する等の修正を行っております。

以上の点を踏まえた、資料1-2が景観計画変更案の最終案となります。

説明につきましては、以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小浦会長 それでは何かございますでしょうか。

○坂井委員 内容については変更案でいいと思うが、一つ気になる点がある。P143の第14章について、平成24年に景観計画を策定して、平成27年に改定している。今回、新たに文化的景観の項を含めて改定になるが、第14章の上から1～4行目のフレーズが当初のままで、全然改正せずに今日に至っている。

計画策定から8年が経過していることを踏まえると、文章がなじまないと思うので、「新たなスタート」というものではなく、これまでの状況説明や効果などを記載する必要があるのではないかと思います。

答申が遅れるようでは困るので、会長一任で良いので、この文章のフレーズについて事務局として検討していただければと思う。

○事務局 ご指摘の通り、策定から時間が経過しており、文章に違和感があると思うので、会長と相談した上で、この部分の表現を見直していきたいと思います。

○小浦会長 取り組んでいる施策、景観賞の制度等、実施している状況などを調整して、第14章を見直した方がよいと思われる。

事務局と会長との調整でよろしいでしょうか。

○委員一同 了承

○坂井委員 現在までの展開状況が記載できれば良い。補助事業等で実績が上がっているものもあると思う。これまでの経過として施策の展開、将来どのように展開をしていきたいかが記載できるのではないかと。

○小浦会長 成果をここで記載すると今後もずっと書いていかなければならなくなる。実

第7回岩国市景観審議会 会議録

績よりもどのような制度があるのかなど、運用が行われているものについて記載するということができればでしょうか。

○坂井委員 承知しました。

また、屋外広告物条例について前回の審議会で話題として上がっていたが、これまでの審議会でも相当に話を詰めてきたが、内容についてもう一度精査するという事になっていると認識している。

計画書の第13章で屋外広告物の表示及び掲出に関する考え方として章立てされているが、内容は今まで通りの考え方が示されている。これについてはいかがか。

○事務局 屋外広告物条例については、前回の審議会でもご説明したとおり、令和2年10月に県から事務移譲を受けて、市で事務を行っている。自主条例については、現在も検討中で、状況が変わっていないことから、景観計画の文言としてはこれでいきたいと考えています。

○小浦会長 県条例の事務委譲で主体的にみるようになったということは書いても良いのではないかと思います。そして今後、条例として展開していくということぐらいか。

○木村委員 今の件について、前回の審議会で質問した一人であるが、屋外広告物条例は地区や業界によっても温度差があるので、ヒアリングをしながら進めていただきたい。

県条例に変わるということの告知は商工会議所としてもしたが、その後、動きが起っていないので、文言は別として、要望として受けとっていただきたい。

○小浦会長 景観計画の第13章の屋外広告物については、書けることは現在限られているが、現状で、屋外広告物条例を運用する立場にあるということと、市としての対応を進めていくというようなところを記載するという事でよろしいか。

○委員一同 了解した。

○杉山委員 広告物について、以前の景観審議会で坂井委員から高さの高いもので骨組みだけ残っても困るというような意見があったが、景観条例の中で権限を持ったような文言を入れておいた方が良いと思う。広告を撤去する場合、骨組みも含めて撤去し、現状に戻すように権限を持たせるような書き方ができないかと思う。

○小浦会長 景観計画では法制度的に難しいが、屋外広告物条例では対応可能となるが、市としてはどのように考えているか。

○事務局 骨組みの残り具合によるが、広告物の掲出ができる状況であれば、屋外広告物の対象となるというのが山口県条例の取り扱いになる。残っている限り、許可等の手続きが必要ということになる。違反広告物と言うことであれば、それに対して対応することになる。骨組みだけが残るのは景観上良くないというところもあるかと思うが、今は屋外広告物条例のできる範囲で対応していくというのが運用の実情ではあります。

○小浦会長 今回の景観計画の変更は、主に文化的景観を景観計画に位置づけ、文化的景観の保存に対する保護措置となる方針や景観形成基準の確認、必要な修正を行うものである。あわせて重要公共施設については、文化的景観の構成要素にも関わる所になる。

重要文化的景観の選定申出と今後の保存活用計画に関わる部分の変更を行ってきたかと思うが、その理解でよいか。

○事務局 そのとおりです。

第7回岩国市景観審議会 会議録

○小浦会長 景観の取組の中で、他にも課題はあるかとは思いますが、それに関する変更も今後、改めて行うこともあるかと思う。今回の変更は、文化的景観の選定申出への対応ということを中心に確認いただければと思う。

大事なことは、これからの運用である。これまでも基準があっても多くの構成要素を失ってきたという経緯もあるので、新たな建築物についてどのように協議しているかというのも大きな課題としてあると思う。そのようなことをきちんとしておかないと、計画をつくってもまちが良くなったという実感が出ないと思う。

今後に向けて、市としての考えがあればお聞かせいただきたい。

○事務局 本日お配りしている資料にもありますが、市としましては、計画段階で、各地域・地区の景観形成方針・基準に適合するよう助言することで、事前協議・景観法に基づく届出において手戻り等が発生しないことを目的として、事前相談をお願いしております。これにつきましては、地元説明会や関係事業者にも配布し、周知を図っております。

○小浦会長 現状はどういう課題があるのか。

○事務局 全て計画し終えたもので協議に来られるため、設計変更に応じていただけない場合もある。設計を確定させる前に協議していただくことを強く打ち出していきたいと考えております。

○小浦会長 岩国地区・横山地区に関してはガイドラインを作成していると思う。ガイドラインと基準の変更との関係で、何か考えがあるのか。

○事務局 基準の変更に伴い、ガイドラインも改定をする予定としております。

○小浦会長 そういったことの周知は、第14章の内容をもって周知が図られていくという理解でよいのか。

○事務局 はい。また、ホームページ、住民への回覧、景観ウォッチャーなども活用して、周知を図りたいと考えております。

○木村委員 相談に対する新たな支援制度はあるのか。

○事務局 横山、岩国重点地区については、景観形成事業補助金を活用しており、一定数活用いただいている。住民説明会でも助成制度の拡充の意見をいただいております。その意見を踏まえて、どのような形で拡充ができるか見直しを検討したいと思います。

○重富委員 景観ガイドラインの改定は第5回審議会でも伺っているが、景観計画の見直しのスケジュールでいくと、周知期間を入れて、施行開始が6月となっている。ガイドラインの見直しはいつ行うのかを聞きたい。

また、ガイドラインを改定するとき、手続きが煩雑だと手間がかかることもある。写真などを活用して、一般の方が具体的にイメージできるようにし、どのようなものを作ることを求められているかをわかるようにして欲しい。

事前相談も含めて、業界だけではなく、地区住民の方にもよく周知していく必要があると思う。

○小浦会長 まず景観計画の変更の内容について確認し、その他のこととして、景観協議・ガイドライン、周知等について具体的に市に確認するという段取りでいかがか。

○委員一同 了承

第7回岩国市景観審議会 会議録

○小浦会長 審議会として、諮問を受けた内容で問題ないという答申でよいか。

ただし、第14章については事務局と会長一任ということで中身を調整するということでよろしいか。

○委員一同 了承

○小浦会長 諮問第1号 景観計画の変更については、「提案のかたちで支障ない」ということで答申を考える。

その他の議事として、ガイドラインの作成、協議の在り方、周知の在り方について、まとめて事務局より説明いただきたい。

○事務局 ガイドラインの作成は、今回の答申を受けて、基準が確定したので、年度明けにはお示しできるようにしたいと考えており、書き方については、一般の方がわかりやすいようにという指摘を踏まえ、ガイドラインの作成にあたりたいと思います。

地元の方の周知については、これまでもパンフレット等は自治会への全戸配布を行ってきているため、変更後にも改めて全戸配布による周知を図ることになる。今後、周知を図りたいと思います。

○小浦会長 県の立場上、公共施設のガイドラインや建築のガイドライン等、関わっていただくこともあるかと思う。景観重要公共施設の道路や河川については、いろいろな協議も必要となるかと思うので、今後もよろしくお願いいたします。

○富川委員 屋外広告物と工作物との関係について、問題意識はある。そういうものを含めて書けないのか。

○小浦会長 撤去は景観計画の対象にならない。景観計画では、誰かが何かの行為を行うことに対する計画・基準になっている。屋外広告物の場合、広告物を外すと枠や台が残るが、これは元々あった工作物となるので、景観計画の届出対象の行為にはなりにくい。

そのため、広告物の基盤の工作物は、屋外広告物条例の方で撤去を定めていくことが現実的である。

○富川委員 事前相談がされなかった場合に、どのような問題があるのか。

○事務局 届出は必要になるので、基準には適合しているが、もう少し景観に調和したやり方があったのではないかという事例があり、一旦設計をしてしまうと協議に応じてもらえないこともある。事前に、地区の特徴を理解してもらった上で設計をしてもらえば、双方にとって手戻りがなく、メリットがあるかと思う。そういったところに力を入れていきたいと考えております。

○富川委員 事前相談を奨励しているが、特に罰則はないのか。

○事務局 相談という形なので、特に罰則はありません。

○小浦会長 事前協議、事前相談については、今後どのように実行性を持たせるかは、考えていく必要がある。

○秋山委員 このような制度はみなさんのご協力があって成り立つ。周知は今後も行っていくかと思うが、一般の住民にはわかりにくい言葉もある。チラシなどを作成する際、ポイントをしばって、重要なところを周知していくのが重要かと思うので、取り組んで欲しい。

○小浦会長 では、景観計画の変更については、これで審議は概ね尽くせたかと思う。そ

第7回岩国市景観審議会 会議録

れでは、第14章の調整を行い、支障がないという形で市長に答申する。

その他に市から話はあるか。

○事務局 現在、風致地区に関する見直しを行っており、また、重要文化的景観の取組と合わせ、重点地区内の歴史的な建造物について保全を図るため、今後、景観重要建造物の指定を進めていきたいと考えております。

○坂井委員 今の2つのことに加え、屋外広告物条例のことも入れてほしい。

○事務局 それにつきましても、引き続き検討を重ねていきます。

○小浦会長 それではこれで今回の議事を終了いたします。